

オープンカウンター方式について

・参加を希望される場合は、以下の留意事項及び見積依頼書を熟読の上、見積書を提出してください。

・調達の仕様等について疑義がある場合は、担当係までお問い合わせください。

【留意事項】

1 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原則として、調達案件に応じた業種区分において、石川県競争入札参加資格又は内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）に基づく資格を有すると認められる者であること。

(4) 石川県及び契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者でないこと。

2 見積書の提出先

石川県警察本部会計課用度係

〒920-8553 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

※ 見積書は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、郵送される場合は、封筒の表に「オープンカウンター見積書在中」と朱書きしてください。

※ 見積書の様式は、各社の任意様式で結構ですが、「見積書記載要領」の内容を満たしていなければ無効となりますので、ご注意ください。

3 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積書は、これを無効とします。

(1) 必要な資格を満たさない者が提出したもの

(2) 見積書の記載及び押印に不備があるもの

(3) 金額を訂正したもの

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの

(5) 見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

(6) 同一の案件について、2通以上提出されたもの

(7) 提出期限までに到達しなかったもの

(8) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められるもの及び疑いのあるもの

4 契約の相手方及び契約金額について

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込）を提示された事業者を

契約の相手方といたします。

見積額は、特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込）を記載してください。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込）となります。

5 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には担当係から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期限後、下記連絡先までお問い合わせいただければ回答いたします。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じて、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（金額によっては作成を省略する場合があります。）

7 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (3) 契約担当官等の都合により、調達を中止する場合があります。

【お問い合わせ先】

石川県警察本部会計課用度係 076-225-0110（代）

（祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで）